

(1970年9月)

本島の経済社会をとりまく環境は、復帰を目前に控えて、当面解決を急がなければならない種々の困難な問題をかかえている。すなわち、基地経済からの脱却、復帰による経済社会上の摩擦の防止などの政策課題があり、そのほか、毎年ひん発する台風災害、散在する数多い離島のもつ諸問題等いずれもその環境条件はかなりきびしいものがある。しかしながら、これら諸問題の克服に当っては、全県民が本島の特性を生かした積極的開発を推進することによって、目標とする豊かな経済社会の発展成長をはかり、ひいては日本経済の発展に寄与し得るものと確信する。

ここに、本島のもつ特性を明らかにし、開発の可能性を確認しようとするゆえんである。

(1) 地理的条件の有利性

本島はわが国の最南端に位し、本土と東南アジア地域とのほぼ中央に位置している。

このような地理的条件は、わが国の南の玄関としての立場から開発を推進するうえで有利性をもつものと言える。

この観点から、本島は太平洋地域における交通通信の要として、今後進展するとみられる情報化社会における中継的役割を形成するようになるであろうし、また海空運輸の中継基地、加工貿易の前進基地としての面から開発の可能性とその発展が期待される。

(2) 自然的条件の有利性

本島はわが国における唯一の亜熱帯地域である。亜熱帯気候は、植物の生育に適し、蔬菜園芸、草地造成による畜産振興等の面から農業開発の可能性が考えられる。

また、南国特有の青い空、四方にめぐらされた色調豊かな海原、珊瑚礁におおわれた海底、そこに棲息する熱帯魚群等々、本島の自然景観は、国民のレクリエーションの場として、観光開発の展開が可能となる。

一方、沿海に発達した珊瑚礁地帯は埋立による土地造成が容易であり、また、深海を近くに控えているので、大型港湾の建設に適している点などから臨海工業立地の有利性を備えている。また、水産業の適地として有望な面をもっている。

(3) 進取性と国際性豊かな県民気質

わが県民は、その歴史的背景のもとに、古くから海外雄飛の新種の気性と国際性豊かな温和な気質を培ってきた。

とくに、15世紀から16世紀にかけての県民による外国貿易は本土、中国、シャム、ベトナム、ジャワ、マラッカ、ルソン、ボルネオなど広汎な地域にわたっておこなわれた。

県民はそれら諸国に先がけて貿易の主導的地位を占め、アジア地域における国際貿易のセンター的役割をはたして、その先駆者としての名声を各国に高めた。これを通じて、進取の気性と国際性豊かな天分の県民性はますます培養されるところとなった。

また、戦前から沖縄は国内屈指の海外移民県として知られ、多くの沖縄県民がわが国の海外移民の先駆者として多くの功績をのこしている。

県民の海外移住は、1900年前後にハワイ、フィリピン、北米等に送り出されたことにはじまり、以来、あらゆる苦難をのりこえて、新天地を開拓して、今日ではその数約16

万 2,000 人の多数を数えるまでに達し、各地において産業を興し、広く他国民と伍して国際的に優位な地位を築きあげている。これは、県人の進取、勤勉の気性と温和な気質のあらわれにほかならない。

なお、今日においては、長年月にわたって県民の多くが、米国人をはじめその他の外国人との接触をとおして、国際交流の経験を体得し、その国際性をいよいよ高めてきている。

このような県民の天分の気性は一大資源であり、今後わが国の国際交流協力の場として県土を開発するに際して十分に活用発揮すべきであろう。

(4) 豊富な労働力

沖縄は約 100 万の人口を有し、1969 年現在、生産年令人口は 63 万人を超え、比較的豊富で良質な労働力の集積が存在する。このような労働力を十分に生かし、技術革新の方向に対応するよう高度な人間能力の開発につとめることによって、今後の産業開発を有利に展開することが可能になる。

(5) 国際交流協力面の優位性

本県の地理的、自然的条件の有利性は、また、わが国がアジア諸国および米国等太平洋諸国との技術、文化面の国際交流、その他国際協力を推進するうえにおいて、すでに設置され、または設置が予定されている熱帯農業研究センター、パイロット訓練飛行場などにみられるように優位な条件を備えている。

この地理的自然的有利性を活かして、今後、南北センター、国際会議場、および青年訓練センター、熱帯医学、海洋開発の研究機関、航空機サービスセンター等を設置することによって、より一層の国際技術、文化面の交流協力の場として活用することが可能となるであろう。

(6) 豊かな民俗文化

沖縄の風土と歴史は、独特の文化財、民芸、舞踊、民謡などの民俗文化を産み出し、島嶼文化を形成するなど豊かな人文資源を有している。これらは観光および学究面において大きな魅力ある資源である。

本県の特色は、このような長所があげられるが、いっぽう次のような短所もあることを忘れてはならない。

(7) 台風ひん発の不利性

本県は、太平洋と東支那海の海洋上に横たわる諸島からなっているため、ひん発する熱帯性低気圧の進路に当たり、台風の被害を蒙りやすい地理的自然的環境におかれている。

年年、襲来する台風によって、幾多の人命を失っているばかりでなく住宅、農作物をはじめ生産施設、道路、港湾、学校等の公共施設、治山治水等県土保全の面に多大の被害をうけている現状である。

このような悪条件の累積は、ややもすると県民の生産意欲の向上をそぎ、本県の経済・社会発展を阻害している面も少くないが、県民はこのような自然の悪条件と斗い抜いて生活の基盤をきづきあげてきた。近年においては、住宅、公共施設の整備と相まって、気象観測技術の進歩も加わり、その被害を軽微にとどめる努力が払われている。今後計画的に住宅、生産施設、公共施設を整備充実し、科学技術の進歩とともに被害を最小限にいとめ、災害を防止することが期待され、この不利性を補うことができるであろう。

(8) 離島群をかかえる不利性

本県は大小あわせて70余の島からなり、そのうち有人島は46島である。

この島島は、わが国大都市圏から経済的、時間的距離の隔たりを余儀なくされており、さらに道路、港湾、学校等の社会資本の整備、生活用水、医療等生活環境の整備がおくれ、住民が日常生活を営むうえで、経済的、時間的に不利な条件をもっている。

このような悪条件は、離島における過疎問題および都市地域との格差問題を生じさせる結果をまねいている。将来、航路、空港、港湾、電信電話等の交通通信体系および電気、水道等の、生活環境の整備をはかることによってこのような不利性は克服され、農業、観光面の経済開発の可能性が確保され、その発展は期待されるであろう。

付録2 新全国総合開発計画 第四部 沖縄開発の基本構想

(1972年10月31日閣議決定)

戦後四半世紀の長期にわたり、わが国の施政権外に置かれた沖縄は、昭和47年5月15日をもって、本土に復帰した。

この沖縄開発の基本構想は、沖縄の本土復帰に伴い、沖縄ブロックの全国における位置付けを明らかにするとともに、県民の意向を尊重しつつ、現段階における開発の基本方向を示すものである。

この基本構想は、今後の技術革新、経済力の増大等に対応して、慎重な調査、検討のうえ、逐次、計画、実施すべきものである。

沖縄の全国における位置付けと開発の基本方向

沖縄は第二次世界大戦の太平洋地域における最後にして最大の激戦地となり、沖縄県民は言語に絶する悲惨な犠牲を払い、しかも戦後、長期にわたる本土との隔絶が続いた。

このような特殊な環境のもとにおいて、沖縄は、県民の主体的な努力によって、一応の発展を遂げてきたが、壊滅的な戦禍と長期にわたる本土との隔絶、地方財政のぜい弱性、社会資本整備の立ち遅れ、広大な軍事基地の存在、多くの島しょに分散した地形、台風常襲地帯であること等の諸要因によって今日までその発展に多くの制約を受け、本土との間に著しい格差を生ずるとともに、基地経済に依存した不安定な経済体質を形成するにいたった。

一方、沖縄は、わが国の最南端にあって、本土と東南アジア諸国とのほぼ中央に位置し、国際交流において有利な地理的条件を有している。また、大小70余の島しょと南北400キロメートル東西1,000キロメートルに及ぶ広大な海域からなるわが国唯一の亜熱帯海洋地域であって、豊かな太陽エネルギー、豊富な海洋資源、多彩な観光資源等の自然的条件に恵まれている。さらに、過去、数度にわたる困難な歴史的試練に耐えつつ、つねに新たな発展を遂げてきた沖縄県民の積極的かつ創造性豊かな気風と、そのもとに培われてきた文化はその恵まれた自然環境と一体となって、沖縄の魅力ある特性を形成している。

今後、沖縄は、各面にわたる本土との格差を早急に是正し、全域にわたって国民的標準を確保するとともに、これらのすぐれた特性を十分に生かすことによって、自立的発展の

基礎条件を整備し、基地経済からの脱却を図り、平和経済への移行を積極的に推進しなければならない。

すなわち、沖縄の地理的優位性と那覇市を中心とする都市機能の集積を活用することによって沖縄は、わが国南の交流拠点として東南アジア諸国等広く海外諸国との人的物的交流基地あるいは中継基地としての発展が期待される地域である。また、このような結節的機能を活用し、補完する方向で、産業および観光の開発を進めることによって、沖縄の新たな発展基盤を形成する必要がある。

さらに、亜熱帯性気候と広大な海洋が織り成す自然は、その個性豊かな歴史的文化と一体となって、良好な環境を形成しており、今後の開発に当たっては、あらゆる開発に優先して、これら自然と文化を積極的に保全するとともに、戦争によって喪失された緑の回復と国土の保全等を推進して、県民のためのより豊かな環境を創出しなければならない。

このような沖縄の開発方向は、平和を希求する沖縄の主体的自立的発展を図り、県民生活の充実を目指すものであるが、同時に、国際化、情報化が進行するわが国経済社会において、国土の開発可能性を全国土に拡大しつつ、豊かな人間環境を創造するための基本的な国土開発の課題に積極的かつ具体的に対応するものである。

新ネットワークの形成

沖縄開発の基本方向を踏まえ、その積極的な開発を進めるためには、まず、本土の7大都市圏と沖縄を相互に結び、さらに、沖縄を経て東南アジアをはじめ広く海外諸国に至る新たな航空、海運、通信のネットワークを整備する必要がある。このため、国際空港の整備、那覇港の早期完成および流通港、工業港等の新設を図る。これにより、本土各地域との連けいを強化し、沖縄のもつ遠隔性、隔絶性を除去するとともに、東南アジアをはじめとする海外諸国との結び付きを強化する。

さらに、県内交通については、本島と主要島、主要島と離島とを結ぶ交通体系を先行的に整備する。このため、宮古、石垣空港をはじめ、久米島、与那国、南大東島、北大東、多良間の各空港を整備し、沖縄全域を本島を中心として、ほぼ2時間圏とする。また、石垣、平良、運天等の港湾の整備をはじめ、漁港を含めて一島に少なくとも一港の整備を図る。

本島内においては、北部と南部を結ぶ高規格自動車専用道路を整備して、本島全域を那覇市を中心とする半日行動圏とし、さらに、既存道路の拡幅等により、那覇市周辺の道路の整備を図るとともに、新しい交通システムの導入についても検討する。

通信体系の整備については、本土と本島、本島と先島諸島間の伝送路を早急に整備するとともに、沖縄全域をテレビ同時放送が可能となるよう、早急に施設の整備に努める。

都市圏の整備と広域生活圏の形成

新たなネットワークの整備と関連して、その結節となる那覇圏の整備を図る必要がある。この那覇圏は那覇市を中心とする中南部全域をその範囲とし、適正な広域的都市計画を早急に作成して、その効果的な整備を図る。那覇市においては、市街地における工業機能を周辺に分散し、中枢管理機能の集積を図る。また、那覇市の周辺に、国際会議場、学術研究機関、ホテル等国際交流のための諸機能を整備するとともに、住宅、生活環境施設等を

整備して新市街地を形成する。

さらに、那覇圏は沖縄の中心都市であるので、医療センター、大学、総合公園等高次圏域施設を地域特性に応じて整備する。

沖縄全域において、生活環境の国民的標準を確保するため、県内交通体系の整備とあわせて、地方の中核となる都市の整備を図り、広域生活圏を形成する必要がある。

このため、本島北部においては、那覇圏との補完関係を考慮しつつ、名護市等に総合的病院、教育・福祉施設等広域生活圏施設を整備する。

また、平良、石垣市には、広域生活圏施設の整備をはじめ、医療センター等高次圏域施設についても選択的に整備する。このほか、電気通信網を利用して、離島における医療、教育、流通等の新システムの確立を図る。

なお、今日、沖縄全域において立ち遅れの著しい社会生活環境施設については、その格差を早急に是正する。このため、とくに、住宅については、必要量の確保はもとより、住環境を含めてその質的向上を図る。また、医療施設については、その体系的整備を推進するとともに、沖縄の疾病構造に即応した専門医療施設の整備を図る。

産業開発の推進

今後の沖縄開発の進展に伴い、用水の需要は著しく拡大することが予想されるので、早急に水資源開発調査を実施して、長期的な水の需給計画を作成するとともに、調査完了の諸河川については早急にその開発に着手し、水の循環的総合利用体系の確立等多角的な水資源の開発を推進するとともに、河口湾の淡水化についても検討する。

また、沖縄の40万平方キロメートルに及ぶ広大な海洋を有効に利用するため、海洋開発を促進して、水産資源の培養、大陸棚資源の開発を図るとともに、国際海洋博覧会の成果を踏まえ、今後進展が予想される海洋開発技術の研究開発を促進する。

農林水産業の開発については、肉用牛を中心とする畜産、養蚕および本島中南部等における生鮮野菜、花き等の都市近郊型農業を振興するとともに、沖縄における主要農産物であるさとうきび、パイナップルの生産性の向上を図る。このため、ほ場条件の整備、流通体制の確立、技術開発の推進等を図る。また、沖縄においては、植物防疫上の観点から、うり類、かんきつ類等各種の農産物の島外移出が制限され、その市場性が限られているので、早期かつ徹底的に病虫害の駆除を実施する。

また、沖縄は優良漁場に恵まれているので、漁船の近代化、漁業関連基盤の整備を推進するとともに、高級魚介類を中心に資源培養型漁業のための基盤の整備を図る。林業については、森林の公益的機能に配慮しつつ、基盤の整備を図る。

鉱工業の開発については、環境に与える影響に十分配慮しつつ、既存工業の合理化をはじめ、本島中南部における労働集約型工業、金武湾における基礎資源型工業の誘致を図り、その基盤の整備を進める。また、航空ネットワークの整備と関連して、既存の空港を活用しつつ、臨空港産業基地の整備形成を促進し、高付加価値製品工業および航空関連産業の新たな展開を図るとともに、自由貿易地域の整備についても検討する。さらに、沖縄の各地域に伝わる伝統工芸産業の保全育成を図る。

このような工業開発を進めるうえで電力の合理的かつ安定的な供給が必要であるので、新鋭火力発電所の建設を図る。

また、沖縄が有する広大な海域において、石油資源開発のための調査を早急を実施してその開発に努める。

観光開発については、沖縄の特色ある多彩な自然観光資源、歴史的伝統的文化等の保全を図りつつ、これらを活用して、自然と調和した多彩な観光開発を進める。すなわち、本部半島においては、国際海洋博覧会の開催とも関連して、国際的観光の場にふさわしい施設の整備、リゾートコミュニティの形成を図り、沖縄観光開発の拠点とする。また、西表島の自然保全と自然観光の開発、宮古島における海洋性観光レクリエーション基地の整備、本島中南部の都市的観光の開発等特色ある多彩な観光開発を推進するとともに、これらを有機的に結ぶ広域観光ルートの形成を図る。

沖縄の人口については、現状のまま推移すれば、昭和60年には80万人程度まで減少する可能性があり、一方、積極的開発を進めることにより、110万人程度に達する可能性がある。

また、このような開発を進めるうえで、沖縄の米軍施設、区域は、できるだけ早期に整理縮小されるべきであり、とくに、那覇市およびその周辺に広がる米軍施設、区域については、那覇圏の形成の見地から、その整理縮小を図る必要がある。

さらに、沖縄が当面する課題を解決し、経済的社会的水準を本土水準に接近せしめ、沖縄の新たな発展を図るためには、以上の施設整備を中心とする諸施策に加えて、基本的には、教育、社会保障等の福祉向上のための施策、産業振興、雇用の安定等のための施策等総合的な施策の展開が必要である。

なお、沖縄の開発に当たっては、沖縄と地理的、歴史的、経済的に密接な関連をもつ奄美群島についても、今後とも産業の振興と社会生活水準の格差是正を図る必要がある。

とくに、そのすぐれた自然環境の保全を図り、また、根幹となる道路、空港、港南等の施設の整備を図るなどにより、その開発振興を強力に推進する。

付録3 沖縄振興開発計画（抜粋）

（1972年12月 沖縄開発庁）

第1 基本方針

1 計画作成の意義

戦後長期にわたりわが国の施政権外に置かれた沖縄は、昭和47年5月15日をもって本土に復帰し、新生沖縄県としてわが国発展の一翼を担うこととなった。この間、沖縄は、県民のたゆまぬ努力と創意工夫によって目覚ましい復興発展を遂げてきたが、苛烈な戦禍による県民十余万の尊い犠牲と県土の破壊に加えて、長年にわたる本土との隔絶により経済社会等各分野で本土との間に著しい格差を生ずるに至っている。

これら格差を早急に是正し、自立的発展を可能とする基礎条件を整備し、沖縄がわが国経済社会の中で望ましい位置を占めるようにつとめることは長年の沖縄県民の労苦と犠牲

に報いる国の責務である。同時に、沖縄の復帰は、国際社会において重要な役割を期待されているわが国にとって、沖縄が中国、東南アジアに最も近いことから、これら諸国との経済、文化の交流をはかるうえで、きわめて意義深いものといわなければならない。

このため、沖縄が本土復帰を遂げたこの歴史的な時点において、長期的、総合的な観点に立って将来展望を行ない、地方自治を尊重し県民の意向を反映しつつ、今後逐次実行に移すべき基本的な方策を明らかにする必要がある。ここに沖縄の振興開発計画を策定する意義がある。

この計画は、沖縄振興開発特別措置法に基づいて策定する総合的な振興開発計画であり、今後の沖縄の振興開発の向かうべき方向と基本施策を明らかにしたものである。したがって、政府部門においては、その施策の基本となるものであり、民間部門については、その自発的活動の指針となるものである。また、民間部門における財政投融资などによる誘導助成は、この計画に沿って行なわれるものである。

2 計画の期間

この計画の期間は、昭和 47 年度から昭和 56 年度までの 10 力年とする。

3 計画の目標

この計画においては、沖縄の各面にわたる本土との格差を早急に是正し、全域にわたって国民的標準を確保するとともに、そのすぐれた地域特性を生かすことによって、自立的発展の基礎条件を整備し、平和で明るい豊かな沖縄県を実現することを目標とする。

4 振興開発の基本方向

この計画においては、沖縄の特性を生かしつつ、環境の保全を優先する等新しい時代に即応した地域福祉社会を効果的に実現することを振興開発の基本方向とする。すなわち、離島性、台風常襲地帯など沖縄の持つ不利性を克服しつつ、立ち遅れの著しい社会資本、社会福祉、保健医療等公共サービスを早急に本土水準に引き上げ、安定した雇用機会を確保し、自立的発展の基礎固めとする。また、亜熱帯性気候、海洋性自然、地理的位置などの有利性を積極的に生かして特色ある産業、文化の振興をはかるとともに、国民的保養基地の建設および国際交流拠点の形成を推進する。

このため、次の諸施策を強力に推進する。

(1) 社会資本の整備

住宅、公園等生活環境施設をはじめ立ち遅れの著しい社会資本の整備を積極的に推進し、早急に本土との格差を是正して、自立的発展の基礎的条件を整備する。すなわち、県民が健康で快適な生活を享受できるよう住宅、都市公園等生活環境の改善をはかるとともに、県内県外各地域間の時間距離の短縮をはかるため、空港、港湾、道路、電信電話等交通通信体系を整備する。また、生活水準の向上、生産活動の増大にともない需要が大幅に増大すると予想される水資源およびエネルギーを早急に開発確保する。なお、台風等による自然災害を防止するため、気象業務体制の整備ならびに国土保全事業を推進する。

さらに、沖縄の地域特性を生かして、わが国と近隣アジア諸国等との国際交流の場を形成するため、本島中南部の都市圏を整備するとともに、国際的な空港、港湾を整備する。

(2) 社会福祉の拡充および保健医療の確保

立ち遅れの著しい社会福祉施設の整備および社会福祉の強化をはかる。また、保健医療施設の整備および保健医療従事者の確保をはかるとともに、総合的保健医療シンテムを確

立して、県民が等しく医療サービスの恩恵を享受できるようにする。

(3) 自然環境の保全および伝統文化の保護育成

広大な海洋、多数の島しょ、変化に富む海岸線、多彩なさんご礁、特異な植物景観等の亜熱帯性自然および民俗芸能等の固有の伝統文化はかけがえのない資産である。このため、これら自然環境の保全と伝統文化の保護育成を積極的にすすめる。また、戦禍によって失われた緑を回復するため、緑化を大規模に推進するなど、豊かな自然環境の創出をはかる。

(4) 豊かな人間性の形成と県民能力の開発

学校教育、社会教育、職業訓練を通じて健康で自主性、創造性に富む県民性を養い、平和で豊かな住み良い地域社会と国際交流の担い手を育成する。

このため、立ち遅れの著しい学校教育施設、社会教育施設、体育・スポーツ施設、職業訓練施設等の拡充整備をはかるとともに、文化施設を建設する。

(5) 産業の振興開発

産業の振興開発をはかるにあたって、環境の保全を基本としつつ、沖縄県の有する地理的・自然的特性を活用する。また、基地依存経済から脱却して自立経済の確立をはかるため、米軍施設・区域の整理縮小をはかり、その跡地および跡施設を産業振興および社会資本整備のために活用する。

農林水産業については、農業では、基礎的条件の整備を推進し、さとうきび、パイナップルの生産性の向上による生産の振興をはかりつつ、肉用牛、養豚を主軸とした畜産ならびに野菜、果樹、花き、養蚕、茶等の生産を拡大し、作目の多様化をすすめる。

林業では、国土保全、水源かん養、保健休養の場の提供、木材生産等の公益的および経済的機能を最大限に発揮させるため、森林資源を計画的に培養する。

水産業では、沿岸および沖合・遠洋漁業の振興をはかるとともに、資源培養型漁業の開発を積極的に推進する。また、漁業の開発前進および中継基地を建設する。

建設業については、急速かつ大幅に増大する建設需要に対応できるように、技術および装備の強化をはかる。

工業については、既存工業の団地化をはかるなど近代化をすすめるとともに、沖縄県固有の伝統産業の振興と後継者の育成につとめる。また、労働集約型工業や臨空港産業の立地を促進する。工業の新規立地にあたっては、広域的かつ徹底した事前調査を行ない、開発が環境に悪影響を与えないよう、公害防止に万全の策を講ずる。

観光については、豊かな海洋性自然と特有の伝統文化を活用する方向で、各地域の自然的・社会的特性にあうような観光関連施設の整備を促進し、国内および国際的観光の拠点を形成する。

このような産業開発の進展にともなう雇用情勢の変化に対処し、職業訓練、職業指導の強化等により、必要な人材の養成確保につとめるとともに、離・転職者、中高年齢者の雇用促進に配慮しつつ、労働者の職業能力の開発向上と職業の安定をはかるほか、労働福祉の向上を推進する。

(6) 国際交流の場の形成

沖縄県の地理的条件、県民の進取の気性と国際交流の歴史的経験等を生かして、沖縄県を国際的交流の重要な拠点として位置づけ、その機能を果たすための環境の形成をはかる。

そのため、本土、近隣アジア諸国等の主要都市を沖縄県と有機的に連結するような航空、

海運の交通網および通信網を整備するとともに、中枢管理機能をはじめ、教育、文化および国際的各種機関、公園緑化等の施設を整備する。

5 県土の開発利用

環境の保全をはかりつつ、沖縄の有する地域特性を活用して、豊かな地域社会を創出するための環境条件を整備し、県全域の均衡ある発展をはかるためには、沖縄県約 2,240 平方キロメートルの土地および周辺の海域を含めた総合的な土地利用の基本的方向を定め、県全域の一体的把握のもとに、有機的かつ効率的な諸機能の配置をはかっていく必要がある。なお、この場合において、地方公共団体等による公有地の拡大等土地対策について、適切な措置を講ずる。(以下略)

第9 余暇生活の充実と観光の開発

今後、所得水準の向上、余暇時間の増大にともなってスポーツ、レクリエーション、観光に対する需要は急増するものと考えられるので、これに対応して日常生活圏等生活圏域の広がりに応じて、社会体育施設、各種都市公園などのレクリエーション施設の自然的条件を考慮しつつ、選択的に配置する。

また、沖縄県は、40 万平方キロメートルの広大な海域に散在する多数の島しょからなっているわが国唯一の亜熱帯海洋地域であることから、その地理的・自然的条件を生かし、国民的な保健休養および観光レクリエーション地域として開発整備をすすめる。その際、中南部圏においては、快適で機能的な都市環境の創出を前提として都市的、文化的観光レクリエーションを主体とする。また、北部圏においては、沖縄国際海洋博覧会の開催を契機として、本部半島一帯を海洋性リゾート地域として建設整備する。さらに、多数の離島からなる宮古圏、八重山圏においては、自然中心型のレクリエーション地域として広域的な計画に基づき合理的な施設配置を行なうなど、地域の特性を十分に生かすようにつとめる。これら各地域間を有機的に結ぶ広域観光ルートの形成をはかる。

なお、沖縄を環太平洋観光ルートの一環として位置づけ、国際的な観光レクリエーションの場とする。

1 自然環境および伝統文化の保全と利用

自然環境については、保護すべき地区、施設整備を行なうべき地区等に区分して、地域の特性に即応した保護と利用の促進をはかる。とくに、景勝地については、自然公園の管理体制を強化して、自然資源の保護につとめながら、沖縄県の恵まれた海洋を中心とする自然景観を生かして、海洋性レクリエーション基地、亜熱帯植物園等を建設する。

さらに、西表国立公園の自然環境の保全をはかって、観光資源として利用するほか、学術的利用の場として活用するとともに、公共的基盤を整備して、その利用度を高める。なお、国立公園に準ずるすぐれた景勝地を県立自然公園に指定して、自然の保護と利用をはかるとともに、緑の少ない県土の美化をはかるため全県緑化を積極的に推進する。

また、固有のすぐれた伝統民俗芸能、民芸品等を保護育成し、博物館、郷土館、物産館等の整備拡充をはじめ、伝統文化村の建設および伝統的建築様式の持つ造形美の保存活用をはかる。

2 沖縄国際海洋博覧会の開催と海洋開発

昭和 50 年に本部半島で開催される海をテーマとした国際海洋博覧会は、沖縄開発に一

つの契機を与えるものである。すなわち、この国際海洋博覧会は、国際交流の場の形成、観光の振興および海洋開発等を推進するうえで、大きな力となるばかりでなく、北部広域生活圏における社会開発基盤整備および産業基盤整備の起動力となるものである。

したがって、交通通信体系の整備をはじめ、公園、上下水道等の生活環境施設、医療、衛生施設等関連の公共事業を早急かつ総合的に実施する必要がある。

また、沖縄国際海洋博覧会を契機に会場施設を一つの中核として本部半島に国際的なリゾート・ゾーンを形成し、沖縄の観光開発の拠点とするとともに、海洋開発研究など各種の研究教育の場として活用をはかる。

3 都市的、文化的施設の整備

沖縄県における観光ルートの拠点となる都市的文化的施設の備わった個性豊かな都市の形成を各地域の特性に応じて推進する。このため、都市圏においては、周辺離島を含め県内外を連絡する航空、海運等の交通ネットワークの整備をはかるほか、亜熱帯性豊かな都市公園の造成と大規模スポーツセンター等の建設、遺跡の修復を促進する。

4 受け入れ体制の整備

広域観光ルートの形成をはかるため、広大な海域に点在する観光地域を連結する必要がある。そのため、航空機、高速艇、フェリーポート、電話等の交通通信体系を積極的に整備するとともに、地域社会における生活環境の整備をはかる。また、宿泊施設としては、ホテル、旅館、国民宿舎等の整備をはかり、健康的な国民休養地、国民休暇村を建設する。

さらに、観光関連企業の体質改善や関連従業員の養成機関の整備をはかる。